

県南広域振興局長告示第 125 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 1 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372700534	ショートステイサービスやまぶき	一関市大東町大原字立町 110 番地 1	一関市大東町大原字有南田 2 番 1	平成 19 年 5 月 24 日